

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 平成 23 年度 第 2 回 評議員会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開始日時 平成 23 年 9 月 26 日 (月) 13 時 30 分～15 時 00 分
3. 評議員現在数及び定足数  
現在数 16 名、定足数 8 名
4. 出席評議員数 11 名  
(出席) 橋本賢次郎、白神俊典、末木一夫、宗林さおり、鶴田康則、馬場良雄、堀 悟郎、松井睦子、松田 朗、森田邦雄、若尾修司  
(欠席) 小勝規生、成松義文、徳山陽滋、笛木弘治、綿谷直人  
(監事出席) 西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案  
第 1 号議案 平成 23 年 4 月～6 月事業報告 (案) に関する件  
第 2 号議案 平成 23 年 4 月～6 月収入支出決算 (案) に関する件  
第 3 号議案 評議員会運営規則の一部改正 (案) に関する件  
報告事項  
(1) 食品の機能性評価モデル事業の進捗状況  
(2) その他
6. 会議の概要  
(1) 定足数の確認等  
定足数の確認後、事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明。  
(2) 議案の審議状況及び議決結果等  
①松田議長が定足数を満たしていることから会議が成立することを宣言し、議事録署名人として、定款第 27 条第 2 項に基づき、白神俊典評議員、末木一夫評議員の 2 名が指名された。  
③第 1 号議案 平成 23 年 4 月～6 月事業報告 (案) に関する件  
第 2 号議案 平成 23 年 4 月～6 月収入支出決算 (案) に関する件  
事務局長より資料に基づき説明。  
また、去る 9 月 8 日 (木) に、西本恭彦監事と松田紘一郎監事の 2 名が、財団法人日本健康・栄養食品協会寄附行為第 17 条第 7 項の規定に基づき、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致しており、法令及び寄附行為に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは寄附行

為に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、西本監事よりされた。

引き続き、本案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

評議員： ニューJHFA 制度について現在の進捗状況を報告してほしい。

また、(独) 国民生活センターが実施した「葉酸」の件について、早めに対応して、結果について業界で共有できるような情報提供をしてほしい。

コーデックスについて、協会は国代表の一員としてのテクニカルアドバイザーとして参加しているのだから、会議への意見を述べる窓口となってほしい。

IADSA との情報交換についても、是非、IADSA の会議にも参画してほしい。広報関係事業のマスコミへの情報提供の部分について、協会は定期的にプレス発表等しているということなのか。

また、IADSA のグローバル GMP に対して、協会の GMP をどのようにしていくのか検討していただきたい。

事務局長： ニューJHFA 制度については現在検討中でまだ皆様に情報提供していない。内部的にいろいろな意見が出ていて、機能性評価の進捗状況を見ながら考えていかなければならない点もある。健康食品産業協議会等で情報提供していきたい。

「葉酸」については協会でもとまり次第、関係業者と話をするだけでなく、会員の皆様にも知らせる予定だ。海外情報等については、貴重な意見なので内部で、今後検討させてもらいたい。

広報関係については、業界紙だけではなく一般紙にも情報提供できないかと思っている。トクホ関係のことが先日読売新聞に出たので、皆様にメルマガで情報提供しようと思っている。

グローバル GMP については協会でも一部翻訳を始めているが、どこにスタンスを置くか等を検討していきたい。

議長： IADSA への参画については今後検討してもらいたい。

評議員： 安全性自主点検認証に関して、周知徹底させたほうがいい。

事務局長： 安全性自主点検認証については、認証協議会としてマークの普及啓発をどのようにしてやっていくかも大切、協会は認証協議会から認定を受けた認定機関であり、おのおのの持分をはっきりさせながら普及啓発をやっていきたい。

評議員： 一番気をつけてもらいたいのは、すべてこれで安全というような、まるごと安全マークだというふうに消費者が誤解をまねくことがないように、FAQ が必要かと思う。

議長： 大事な意見だ。安全性の保証とはなにを持って安全とするかということだ。

常務理事： どのような使い方をして安全だというマークではないということをきちんと普及する必要があると思っている。今後、普及に力を入れていきたい。

評議員： マークの意味を事前に消費者団体等を介して普及啓発するべきだと思う。

議長： 国民生活センターで国民の苦情処理をしている上で、いろいろな不安がないようにという意見なのでよろしくお願ひしたい。

本案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第1号議案平成23年4月～6月事業報告（案）に関する件及び、第2号議案平成23年4月～6月收入支出決算（案）及び、7月からの新法人の予算は平成23年度予算から4月～6月の決算額を除いた額とすることについて、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

### ③第3号議案 規程・規則（案）に関する件について

事務局長より第3号議案として評議員会運営規則改正（案）に関する件について資料に基づき説明。

引き続き、本案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

監事： 第11条3項の条文中「目的」とはなにを示すのか。

事務局長： 第1条の目的を示す。

監事： 「目的又は評議員の選任及び解任に係る定款の変更の決議」は、議決に加わることができる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない」という解釈でいいのか。

事務局長： それでいい。

本案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第3号議案規程・規則（案）に関する件について、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

### ④報告事項（1）食品の機能性評価モデル事業の進捗状況

常務理事より、資料に基づき報告。

引き続き、報告について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

評議員： 評価に関してエビデンスのレベルが国際的にどのような傾向になっているのか。

評議員： この事業は1年で完成するとは思えない。継続的な検討のあり方について委員会で話し合っほしい。

常務理事： この事業目的は、一つの評価基準、評価系を作ることによって、成分のすべての機能を網羅的に調査することは出来ない。

従って、成分の中のある機能に着目して評価し、この評価基準が汎用性を持って使えるということを示したい。研究は次年度以降にも繋がることを報告書に添えたい。

評議員： RCTのエビデンスをとるときは、n数が少ないと統計的に問題がある。

RCTの数値を採択する場合には、そういうことを加味してほしい。

常務理事： n数だけで決めるわけにはいかない。統計的な手法が使われているメタアナリシスとかシステムマテックレビューを中心に、新しい研究については、RCTを中心に調査していくこととなる。

評議員： 消費者庁が 10 品目に決定した理由は何か。

常務理事： 一定のエビデンスが見込まれ、市場にある程度商品が出ているものというところが消費者庁の選んだ理由だ。モデルとしてバリエーションにとんだ成分という意味ではよく選ばれた成分だと思う。

(2) その他

事務局長より、常勤理事の年間報酬額について、本年 7 月 20 日開催の理事会で「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定」に基づき承認されたことの報告があった。

最後に事務局より今後の行事予定について報告がされ、理事長から行事等についてはそれぞれの目的により各関係団体が協力しあいながら進めていきたいとの話があり、議案の審議等を終了したので、15 時 00 分、議長は閉会を宣言し、解散した。